## 基準２－２　【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

### 分析項目２－２－３　機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること

【分析の手順】

・教育課程、施設及び設備、学生支援並びに学生受入のそれぞれに関して、関係者(学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等)から意見を聴取することが定められており、その結果を機関別内部質保証体制が確認する仕組みを設けていることを確認する。

・関係者からの意見聴取をする仕組みが実施され有効に活用されていることを確認する。

※聴取対象事項のそれぞれについて、実施時期（頻度）、実施主体、意見聴取内容が具体的に定められていることが必要。

※学生からの意見聴取については、授業評価アンケートも含む。

※機関別内部質保証体制において学生の主体的な参画を得ている場合には、該当する資料を確認する。

・意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式２－２－３）

| 評価の対象 | 実施主体 | 聴取対象者 | 実施時期 | 実施内容 | 評価方法を規定する規定類 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 教育課程 |  |  |  |  |  |
| 施設設備 |  |  |  |  |  |
| 学生支援 |  |  |  |  |  |
| 学生受入 |  |  |  |  |  |